

令和2年度（2020年度）第4回北海道大規模小売店舗立地審議会第1部会議事録（概要版）

1 日 時 令和2年（2020年）10月27日（火）午前10時00分～午前11時30分

2 場 所 道庁別館 石狩振興局大会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部会長 大平 義 隆（北海学園大学経営学部教授）
副部会長 田村 愛 美（税理士スクエア会計事務所税理士）
特別委員 高橋 翔（北海道大学大学院工学研究院准教授）
特別委員 齋藤 健一郎（小樽商科大学准教授）
特別委員 紺野 裕 乃（（一社）北海道開発技術センター 首席研究員）
特別委員 津 軽 祐 一（岩見沢市立総合病院事務部管理課庶務係）
特別委員 辻 村 憲 一（小樽建設事業協会事務局長）

(2) 事務局

石狩振興局産業振興部商工労働観光課長	村 上 浩
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	堀 剛 一
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	片 山 史 麻
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係専門主任	木 村 雅 暢
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係専門主任	菊 地 尚 美

(3) オブザーバー

経済部地域経済局中小企業課 課長補佐	杉 田 伸 司
経済部地域経済局中小企業課商業振興係専門主任	齋 藤 尚 子
経済部地域経済局中小企業課商業振興係主任	菅 野 貴 大

4 審議事項

「ツルハドラック大麻中央店・バースデイ江別店」法第5条第1項（新設）の届出について

5 議事要旨

(1) 「ツルハドラック大麻中央店・バースデイ江別店」に係る法第5条第1項（新設）の届出について、事務局からの審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員からは質疑が出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(主な質疑)

- ・夜間の騒音レベル最大値の予測結果の根拠について
- ・届出の現地確認について

(2) 事務局から、「千歳アウトレットモール・レラ」の法第6条第2項（変更）の届出及び「イオン三笠ショッピングセンター」の法第6条第2項（変更）についての事務的説明と次回開催日程について連絡を行った。

6 その他

審議会答申文及び審議案件に関する概要は別添のとおり。届出事項に関する事務的説明についての議事の詳細は非公開とする。

答申文 【ツルハドラック大麻中央店・バースデイ江別店】

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、夜間の音源毎の騒音レベルの最大値予測については、予測地点 a1、a3、c1、c2において、「特定工場等において発生する騒音の規制基準」を超える予測となっている。

しかしながら、当該予測地点の直近の住居壁際では基準値を下回る予測値を示していることから、周辺の地域における生活環境への影響はほとんどないものと認められる。

江別市からは、警察との協議事項の遵守等について意見が出されたが、設置者から北海道への報告において、交通事故防止のため各出入口に看板を設置する等、十分な対応をすることとしており、配慮が認められるものである。

なお、住民等からの意見は提出されていない。

これらを踏まえ、法第4条の指針を勘案し検討を行った結果、届出書等に記載された計画については、適正な配慮がなされているものと認め、上記のとおり答申するものである。